

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い	協議細目	その他協議が必要な事業(個人への補助金等)	
調整の方針		個人への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとする。 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、統一を図るものとする。 3町村で独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。			
項目		高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整方針
チャイルドシート購入費助成金	対象者		6歳未満の幼児のためにチャイルドシートを購入した保護者で、保護者、幼児とも伊自良村に在住している者		新市において、伊自良村の例により実施する。
	助成額		購入価格の2分の1(助成限度額10,000円)		
災害弔慰金	支給額	死亡者が死亡当時、弔慰金を受けることができる者の生計を主として維持していた場合 5,000,000円 その他の場合 2,500,000円	死亡者が死亡当時、弔慰金を受けることができる者の生計を主として維持していた場合 2,000,000円 その他の場合 1,000,000円	死亡者が死亡当時、弔慰金を受けることができる者の生計を主として維持していた場合 5,000,000円 その他の場合 2,500,000円	新市において、高富町及び美山町の例により実施する。
災害障害見舞金	支給額	当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時その世帯の生計を主として維持していた場合 2,500,000円 その他の場合 1,250,000円		当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時その世帯の生計を主として維持していた場合 2,500,000円 その他の場合 1,250,000円	新市において、高富町及び美山町の例により実施する。
災害援護資金貸付	貸付限度額	(1)療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合 家財についての被害額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円 住居が半壊した場合 2,700,000円 住居が全壊した場合 3,500,000円 (2)世帯主の負傷がない場合 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円 住居が半壊した場合 1,700,000円 住居が全壊した場合 2,500,000円 住居全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円	(1)療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合 家財についての被害額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 400,000円 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 800,000円 住居が半壊した場合 1,000,000円 住居が全壊した場合 1,300,000円 (2)世帯主の負傷がない場合 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 400,000円 住居が半壊した場合 550,000円 住居が全壊した場合 900,000円 住居全体が滅失若しくは流失した場合 1,300,000円	(1)療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合 家財についての被害額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円 住居が半壊した場合 2,700,000円 住居が全壊した場合 3,500,000円 (2)世帯主の負傷がない場合 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円 住居が半壊した場合 1,700,000円 住居が全壊した場合 2,500,000円 住居全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円	新市において、高富町及び美山町の例により実施する。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い	協議細目	その他協議が必要な事業(個人への補助金等)	
調整の方針					
項目	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整方針	
家屋災害見舞金	支給額	1件につき 住家 50,000円 非住家 20,000円 ただし、固定資産評価台帳による評価額の5割以上の被害を対象とする。		新市において、高富町の例により実施する。	
合併処理浄化槽設置整備事業補助金			【対象区域】 美山町全域 【補助限度額】 5人槽 375,000円 6～7人槽 438,000円 8～10人槽 555,000円 11～20人槽 1,044,000円 21～30人槽 1,752,000円 31～50人槽 2,340,000円 51人槽以上 1,780,000円 (県の補助対象は50人槽まで)	新市において、美山町の例により、国・県の補助対象となったものを対象に補助金を交付する。補助対象区域については、公共下水道認可区域を除く地域及び農業集落排水区域で本管に面していない土地とする。	
生ごみ処理機器購入費助成金		電動生ごみ処理機 【助成額】 購入価格の2分の1 【助成限度額】 15,000円 生ごみ処理容器(コンポスト) 【助成額】 購入価格の2分の1 【助成限度額】 15,000円	電動生ごみ処理機 【助成額】 購入価格の3分の1 【助成限度額】 15,000円 生ごみ処理容器(コンポスト) 【助成額】 購入価格の2分の1 【助成限度額】 3,000円	電動生ごみ処理機 【助成額】 購入価格の3分の1 【助成限度額】 15,000円 生ごみ処理容器(コンポスト) 【助成額】 購入価格の2分の1 【助成限度額】 2,500円	新市において、高富町の例により実施する。
奨学資金		奨学資金貸付 【対象者】 次の各号に該当し、在籍学校長又は最終出身学校長が適当と認め推薦された者 (1)高富町内に6ヵ月以上在住する世帯の子弟 (2)学力優秀、品行方正、志操堅実、身体強健なる者 (3)母子遺族、その他経済的に恵まれず、学資に乏しい世帯の子弟 【貸付額】 1人月額 5,000円		選奨生奨学金交付 【対象者】 (1)美山町内に6ヵ月以上在住する世帯の子弟 (2)次のいずれかの学校に在学中 高等学校等・高等専門学校・大学 (3)経済的理由により修学が困難な者 (4)学業成績が優秀であり、かつ、心身が健全な者 【交付額】 1.高等学校等の生徒 公立の高等学校等 年額28,000円 私立の高等学校 年額40,000円 2.高等専門学校の生徒 年額33,000円 3.大学の学生 年額76,000円	新市において、高富町の例に準じ、日本育英会の制度を参考に貸付制度として実施する。